

## I 本書の構成

序 論

第一章 中華民国臨時約法の制定と日本人法学者

第二章 中華民国臨時約法公布後の中国政治と日本人

第三章 中華民国約法期の袁世凱政権と日本人

第四章 中国の帝制復活をめぐる日本の政策と世論

第五章 中国の参戦問題と日本の世論

第六章 南北問題をめぐる日本の政策と中国の新聞報道

第七章 中国の南北問題をめぐる日本のジャーナリズムと学者たち

結 論

## II 本書の視角と方法

(1) 1911年革命を「辛亥革命」としてではなく「中華民国の誕生」として把握する

(2) 同時代日本人に与えた衝撃⇒「外側から見た中華民国の誕生」(4頁)への注目

◆「本書の関心の対象」：大正初期の日本のジャーナリズムや学者の言論

・「政府や軍部の中国に対する政策や政策論」ではなく……(301頁)

・大阪朝日・大阪毎日・中央公論・太陽…

・副島義一・寺尾亨・内藤湖南・浮田和民・末廣重雄・吉野作造…

・『申報』・『大公報』と日本各紙とのクロス分析

◆同時代日本人学者の中国認識上の基準

・「明治以来の日本の立憲国家としての形成史」(4頁)／「立憲国家づくりの経験者としての視点」(302頁)⇒有賀・浮田

・「憲政擁護の声が高鳴る大正初期のその成熟度」(4頁)／「憲政の成熟への追求者としての視線」(302頁)⇒副島・寺尾                      \*吉野もか？

※「本書のひそかな願望」：「中国を通して大正初期の日本の歴史を見とおしてみること」、「そうすることによって、内側から見たものとは異なる大正初期の日本の歴史像を提示できるのではないか」（311頁）

⇒日本史参加者からのコメントを期待します

(3) 内側？から見た「中華民国の誕生」という視角

◆「政治過程における法制の整備と、それに対する評価を重視」するため（6頁）

◆「革命」より「建国」に着目：「法制の整備に対する評価」を重視した「中華民国建国の過程」をとりあげる（301頁）

(4) 対象時期の設定

◆中華民国の誕生～1919年初の民国再統合に向けた南北和平会議の開催

・終わりの時期の特徴：孫文に即して日本に対する姿勢の変化（第一次大戦直後）と臨時約法護持の放棄をメルクマールとする

### Ⅲ 本書の方法的・実証的諸成果

(1) 【方法①】歴史学的＝人文学的手法による政治史研究

◆同時代の日中関係を「輪切り」にして構造的に把握する方法（前著からの継承）

◆隣接諸学の概念・方法の直接的適用による論理構築ではなく、史実の解析のなかから視角と方法を掘み出してくる手法

・日本を通して中華民国の誕生、その歴史的個性・特質を浮き彫りにし、それにより民国初年の政治過程（分析）に新たな光を当てる

⇒南北対立の根本的原因：政府・議会の権限関係（臨時約法の性格）

(2) 【方法②】中国新聞史料の新たな活用方法

◆「世論形成のための情報伝達の媒体という性格」（307頁）

(3) 【実証①】臨時約法制定過程の再構成（第一章）

◆宋教仁の具体的役割／副島・寺尾の参与→中華民国臨時組織法草案

◆臨時約法の「性格の曖昧さ」（46頁）／副島・寺尾の「対人立法」的思考への転回

・臨時約法案：大統領制→臨時組織法案：國務総理の設置（内閣の組織性）→臨時約法：大統領制と内閣制の曖昧さ

(4) 【実証②】臨時約法の民国政治過程における規定性

◆臨時約法の欠陥については、条文に即した憲法分析として展開されてきたが、本書の成果は、その欠陥の分析が政治過程に即して（政治過程のなかで）展開される

- ・個別閣僚同意権／日中メディアが同意権問題について袁世凱に同情的である点／同意権・解散権問題が天壇憲草に至る過程で（国民党も含め）批判の焦点になっている点…（第二章）
- ・旧国会回復後の段祺瑞内閣：閣僚同意権問題の再燃／参戦問題をめぐる国会提案権の所在／解散権を欠くがゆえの「不法手段」（督軍団の威圧）の行使…（第五章）

(5) 【実証③】 民国成立の正統性と清朝からの統治権の継承

- ◆首都の決定等が、革命側と袁世凱との単なる主導権をめぐる駆け引きでなく、共和制成立の正統性の見地から重要な意義を有していたことの指摘（第一章）

#### IV 若干の疑問点と問題提起

(1) 時期設定について

- ◆終期を南北和平会議までとすることの妥当性 \* 「大正初期」、「民国の誕生」という限定
- ◆その後の南北対立と法統対立という構造の持続
  - ・臨時約法を根拠とした新国会／呉佩孚の「法統恢復」（旧国会の回復：1922）→「護法」の無意味化／旧国会による曹錕賄選（1923）／段祺瑞の法統放棄（臨時約法失効と国会の消滅：1924）

(2) 当時の日本（人）の孫文認識について

- ◆袁世凱・「官僚派」に対する毛嫌い／「民党」・「南方派」に対する同情（243頁）
- ◆内田良平の「根本方針」案（141頁）：袁の排除と革命派の支援
  - ・内田は満蒙の割譲と中国に対する指導権の掌握を希望
  - ・当時の「民党」・「南方派」支持者は、孫文が内田のような主張を容認すると考えていたのだろうか？  
／彼らの日中提携論と孫文支持の問題（逆にいえば孫文の対日認識の問題）

(3) 中国の南北政治家・官僚の対日言動・対日認識を加味する必要性は？

- ◆中国の政治的アクターが日本の政策・世論の影響を受ける客体としてのみ扱われる嫌い？
  - ・帝制復活の「始まりから挫折までの過程に、日本の政策と世論が深く関わっていた」／「袁世凱の帝制復活を挫折に追い込んだ要因として、……あわせて重視しなければならないのは、当時の日本における対中国政策や世論の動向である」（138頁）
  - ・「外側（＝日本）から見た中華民国」という視角の方法的要請
- ◆袁世凱（孫文）らの対日言動・対日認識→日本の政策・世論の彼らの政治判断に対する規定性ないし影響性（あるいはその逆）を測定する材料にならないか
  - ・袁世凱は日本の政策・世論の動向を知らながら、それでもなお何故帝制を敢行したのか？  
／孫文は日本の「民党」「南方派」支持の世論と内田らの主張をどう見ていたのか？…

- ・「輪切り」にした日中関係をより構造的・立体的に把握できるのではないか

#### (4) 副島・寺尾の「対人立法」への旋回

##### ◆憲政成熟の追求者の視線から出たものなのか？

- ・「憲政擁護のただなかにあった法学者として、議会権限の強化は憲政論としても矛盾を生まなかった」  
(303頁) →当初、行政権の強化を主張していたことをどう見るか？
- ・「対人立法」への転回は状況追従であり、憲政論としての議会権限強化は状況追従の自己正当化？

\* \* \*

#### (5) 本書から触発された憲政史上の問題

##### ◆世界史的拡がりの中での国家基本法の制定と統治機構の構想

- ・中華民国臨時政府組織大綱：アメリカ連邦制と大統領制の影響  
フィラデルフィア憲法制定会議へのなぞらえ（黎元洪）／国会参議院の連邦制的議員選出法
- ・フランス式内閣制の導入を意図した宋教仁と日本法学者の議会強化論との融合？
- ・それらの折衷・融合としての臨時約法
- ・清末新政期からの継承と断絶（曾田『立憲国家中国への始動』との接続）

##### ◆吉野から抽出した「立憲国家形成の二つの道程」（306頁）をめぐって

- ・「二つの道程」を象徴するのは、それぞれ臨時約法と新約法と見てよいのだろうか。あるいは両基本法がそれぞれ含意する「議会権力強化の途」と「行政権力強化の途」と言い換えられるのだろうか？
- ・「新約法での大総統の地位を、日本の天皇を含む君主に近いものであるという副島の認識」（115頁）  
→新約法下の統治機構を明治憲法下の統治機構と対照させ批判するという手法はとっていない？  
両者における統治機構の多元的構造という同質性  
→明治憲法を意識した有賀長雄（大総統・天皇に政治的責任が及ばない）  
前者における国家意思の一元化を担う統合主体（内閣、藩閥・元老・政党）の欠如
- ・新国会（安福国会）による1919年制憲事業  
→国務員不信任決議権（衆議院）と衆議院解散権（大総統）の相互均衡を保障  
→日本のメディア・学者の注目如何／バイアスのかかった観察の可能性  
見えているが見えない or 見えているが見ない（南方派への同情）